

集会所等整備補助金・掲示板設置費補助金の概要

集会所等整備補助金

①目的

自治会等が集会所を新築、増築、改築、水洗便所への改造、既存建物及びその敷地並びに建設用地を購入する場合、公園や広場（市の所有するものを除く）を整備する場合、地域の防災力向上を図るため、災害対策基本法に定める指定緊急避難場所の集会所の耐震診断、耐震改修工事又は耐震化を目的とする新築をする場合、その整備又は設置に要する経費の一部を補助することにより自治活動を助長し、市民文化の向上と市民福祉の増進を図ることを目的とする。

②補助金交付基準

	区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	新 築 （耐震を目的として集会所を建て替える場合を除く）	建築費 （付帯工事費含む）	1 / 3 以内	500万円
2	増 築			200万円
3	改 築	建物改築費		250万円
4	改 造	水洗化に伴う便所の改造		30万円
5	既存建物及びその敷地並びに建設用地の購入	購入費		300万円
6	公園、広場等の遊具又は工作物等の設置等を行う場合	遊具・工作物等の整備費		20万円
7	新 築 （耐震化を目的として集会所を建て替える場合）	建替え工事に要する経費 （付帯工事含む）		2 / 3 以内

8	集会所の耐震診断等を行う場合	耐震診断、耐震設計又は耐震診断改修計画評価に要する経費	100万円
9	集会所の耐震改修工事を行う場合	耐震改修工事に要する費用	750万円

※補足

- 1 耐震化を目的とする新築にあつては災害対策基本法に定める指定緊急避難場所（以下、指定緊急避難場所という。）であり、かつ昭和56年5月31日以前の建築であつて、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない場合で、耐震改修工事ができない集会所であること。ただし、耐震改修工事ができる場合であつても、耐震改修工事に要する費用と新築する費用を比較して新築する方が安価となる場合は補助金を交付する。
- 2 耐震診断にあつては指定緊急避難場所であり、かつ昭和56年5月31日以前の建築であること。
- 3 耐震改修工事にあつては、その集会所が指定緊急避難場所であり、かつ昭和56年5月31日以前の建築であつて、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない集会所であること。
- 4 耐震化を目的とする新築及び耐震改修工事にあつては、耐震診断は必須とする。

③用語の定義

1 新築

新たに集会所を建築すること、又は既存の集会所を除去し、集会所を建築すること。

2 増築

既存の集会所としての建物に附属し、新たに集会施設としての用に供する建物を建築すること。

3 改築

新築及び増築された既存の集会所の耐用年数を延長又は機能を向上させるため、延床面積を変更しないで、当該集会所を改装し、又は補修、修繕若しくは改造を行うこと、又は高齢化が進み、集会施設を活用する障害となる階段等を排除し、車椅子の進入や段差の解消等のため改造を行うこと。

4 水洗便所への改造

公共下水道及び農業集落排水処理区域内の汲み取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止し、公共下水道若しくは農業集落排水に接続すること。

5 既存の建物及びその敷地・建設用地の購入

既存の建物と併せて敷地を購入することにより、集会所機能を取得すること。

建設用地は、集会所を建設する目的で購入する用地であって、建設に至る造成費を含むものとする。

6 遊具・工作物等

遊具は、地面に固定されたブランコ、鉄棒、滑り台、雲梯等で、社団法人日本公園施設業協会が定める基準に沿ったもの又はそれと同等の安全基準を有しているもの。

工作物は、地面に固定されたフェンス、生垣、あずま屋、テーブル、ベンチ、防犯灯、排水溝等並びに砂場をいう。

7 耐震診断

耐震化を目的とする補助金申請にあたり、集会所の構造的強度を調べ、想定される地震に対する耐震性を判断する行為をいう。

8 耐震設計

耐震診断の結果、耐震性の向上のために必要であると認められた耐震改修計画の作成をいう。

9 耐震診断改修計画評価

耐震診断又は耐震設計が、建築技術的に適正か否かの兵庫県耐震診断改修計画評価委員会等による評価をいう。(木造の場合は不要)

10 耐震改修工事

耐震診断の結果に基づく耐震改修工事(上部補強工事、基礎補強工事)並びに耐震改修工事に際し必要な既存設備等の撤去及び再仕上げ等の工事をいう。

④補助金の交付制限

集会所の増築又は改築、改造については、この要綱に基づく補助金の交付を受けて集会所の建築を行ったことがある自治会等に対しては、次の場合を除いて補助金の交付をしない。

- (1) 新築にあつては、要綱に基づく補助金の交付を受けて建築した日から起算して20年以上経過しているとき。ただし、既存の建物を購入した場合は、購入した日から起算して10年以上経過しているとき。
- (2) 増築にあつては、要綱に基づく補助金の交付を受けて主たる建物が建築された日から起算して7年以上経過し、又はその時の戸数に比べ50パーセント以上の戸数の増加があるとき。
- (3) 改築にあつては、新築若しくは増築の補助金の交付を受けた日から起算して10年以上経過しているとき、又は改築の補助金の交付を受けた日から起算して5年以上経過しているとき。ただし、耐震改修工事の場合に限り、改築及び増築の補助金を受けてからそれぞれの既定の年数以内であっても、工事を行うことができる。
- (4) 公園の整備にあつては、補助金の交付を受けた日から起算して5年以上経過しているとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

※一の自治会等における2以上の集会所の整備又は2回目以降の改築については、補助限度額の2分の1以内の補助とする。

掲示板設置費補助金

①目的

市及び住民相互の広報活動のために、掲示板を設置、建替え又は改修しようとする自治会に対し、その設置、建替え又は改修に要する経費について市が補助を行うことにより、広報伝達の周知徹底を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

②補助金交付基準

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
掲示板を新たに設置する場合	設置に要する経費 (工事費を含む。)	100%	10万円
市が交付する補助金で設置した掲示板を建替え又は改修する場合	建て替え又は改修に要する経費 (工事費を含む。)	50%	5万円

③設置基準

自治会単位、若しくは概ね自治会加入戸数150戸に1箇所

④設置場所

掲示板を設置する場所については、土地所有者と協議するとともに、市所有の土地の場合は担当課に必ず許可を取るようにしてください。

問い合わせ先

三木市 市民生活部 市民協働課

担当： 小家

電話 82-2000 (内線) 2427